

# 「大阪母子死亡事件」報道過程で新聞社に投稿した原稿 ——「～すればよかった」と語るのやめよう

大分大学大学院福祉社会科学研究科

垣田 裕介 kakita@oita-u.ac.jp

## 1. 投稿原稿を公開するにあたっての長めのまえがき

次頁に掲載している原稿「大阪母子餓死事件 『～すればよかった』と語るのやめよう」は、今年5月下旬に大阪市北区のマンションで母子の遺体が発見された事件について書いたものです。

遺体の発見から3週間近く経ちます。当初に報じられていた母親の餓死やDV被害について疑問視する記事も出ているほか、この家族に行政や警察が介入していたことも分かってきました。次々と断片的な情報が追加して報じられるなかで、報道当初に描かれていた**<困窮・孤立のなかで亡くなった母子>**という**当事者像**が変えられてきている印象を私は持っています。

この家族には、諸事情があったのだらうと思います。とはいえ、現在のところ、**事態の全容はまだ明らかにされていません**。今後、事件の詳しい経緯や背景が明らかにされていくのかもしれませんが、**しかしながら、この国の片隅で、28歳の母親と3歳の男児が、周囲に気づかれぬまま最期を迎え、一部ミイラ化した遺体となって発見されたことは事実です**。私は、何よりこの事実を重く受け止める必要があると考えています。

そこで私は、報道の当初段階における各社の記事にもとづいて、次頁の原稿を6月4日から執筆し、5日午前新聞社（全国紙）へ投稿しました。そのため、当時に報じられていた母親の餓死やDV被害の可能性をふまえた書きぶりとなっています。しかし、その後、報道内容が流動したり錯綜していることもあり、この原稿が実際に紙面に掲載される可能性は低いと思います。そこで、当初の報道過程において私がこの事件をどのように見ていたかを示す「証言」として、本稿を公開することにしました。そのため、投稿した原稿のタイトルおよび本文に一切の修正を施すことなく、そのまま掲載します。

### 【著者紹介】

垣田 裕介（かきた・ゆうすけ）

1976年、大阪府堺市生まれ。同志社大学文学部社会学科産業関係学専攻卒業。大阪府立大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程修了。博士（社会福祉学）。

現在、大分大学大学院福祉社会科学研究科准教授。

主著に、『地方都市のホームレス——実態と支援策』（法律文化社、2011年）。

## 2. 新聞社に投稿した原稿

※前頁で述べた理由のため、本稿が紙面に掲載される可能性は低いと思います。

2013年6月5日（水）午前11時、『●●新聞』オピニオン面「私の視点」欄に投稿。

### 大阪母子餓死事件 「～すればよかった」と語るのやめよう

大分大准教授

垣田 裕介(かきた ゆうすけ)

先月、大阪市北区のマンションで母子の遺体が発見されたと報じられた。餓死したとみられている。本紙5月28日付け記事によれば、室内には「最後におなかいっぱい食べさせられなくて、ごめんね」という内容のメモが残されていたという。

この痛ましい事件を前にして、慎まなければならないのは、「この母親は、～すればよかったのに」と言うことだと思う。「生活保護を利用すればよかったのに」、「周りに助けを求めればよかったのに」と、事態の詳細が分かっていないうえ、どうすればよかったと言ったところで、失われた母子の命は返ってこない。

この事件について、「～すればよかったのに」という観点に立つと、先に述べたように、この母親は「～すべきだった」とか、「～すれば」問題は解決したはずというように、あたかも解決策が自明であったかのように語られる。

他方で、実際にこの母子はどのような状態にあったのか、という事実認識に重きをおくと、母親が生活保護を利用しなかった理由や、近所や親族から助けを得られなかった背景がどうであったかなど、まずは事態の詳細を把握しようという姿勢になる。

母親は夫からDVに遭っていた可能性があるとも報じられている。そうであれば、生活保護を申請することで夫へ連絡がいくのを恐れて、申請をためらったのかもしれない。近所や親族に助けを求めなかった、援助を得られなかったのには、それだけの事情があったのかもしれない。今年3月に北海道の吹雪のなかで父親が娘を守って凍死したように、この母親も自分の命に代えてでも子どもの命を守りたいと思いながら、それがかなわず絶望していたのかもしれない。

この国で母子がこのような最期を迎えた事実に対して、慎重かつ謙虚に向き合わなければならない。「～すればよかったのに」と軽々に語るのではなく、母子がこの最期を回避することができなかった事情やネックは何であったかという観点で捉える必要がある。

どのような観点で捉えるかによって、今回の事件の原因や課題、今後の再発防止に関する考え方も異なってくる。つまり、解決策を当事者個人の行動に求めてよしとするのか、それとも、当事者の「見えにくい」SOSを受け止めることのできる社会をつくるのか、である。具体的には、生活保護申請時の書類提出や扶養義務者への通知、生活困窮者の早期発見や相談支援の仕組みづくりなど、今国会で審議中の生活保護法改正や生活困窮者対策をめぐる主要な論点と関わってくる。今回の事件で問われているのは、当事者に何ができたかではなく、社会に何ができるかである。